



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2018年5月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

価格の決め方間違っていますか？

新しい商品やサービスを販売したいとき、価格設定に悩むことはありませんか？決め方の正解はありませんが、方法はありますので、3つご紹介します。

- ① 仕入（原価） + α で考える
- ② 需要（顧客が買いたい価格）から考える
- ③ 他社との比較で考える

①は、仕入（原価）に人件費やかかったコスト、付加価値等を合計して価格を考えていく方法です。ただ、この場合、積み上げると価格が高くなりすぎてしまう場合があります。

②は、顧客の立場に立って考えていく方法です。自分ならいくらで買いたいか。自分ならいくらまで出せるか？自分が買う側の立場で考えていくので、顧客側からは受け入れやすいかもしれません。ただ、この場合安くしすぎて利益が出ないと意味がないので、最初は高めに設定する方がいいでしょう。

③は、同じ商品やサービスを提供する他社と比較して考える方法です。この場合、他社より安く設定するしかないので、中小企業には向かないかもしれません。

どのように決めるかは自由ですが、②の顧客の立場から考えるというのは重要ですので、ぜひ取り入れてみてください。

（鈴木 記）

住民税の特別徴収税額決定通知書が届きます！

平成 30 年 6 月分より従業員の給与から天引きしている市県民税額が変更になります。

6 月分給与より徴収税額の変更をお忘れなく！

